

平成 30 年度住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業の概要

1 事業概要

区 分	内 容	予算額
太陽熱利用設備導入補助金	静岡県内の住宅用建物に、強制循環型太陽熱設備を設置する者に対して助成	1,400 万円
補助対象	個人又は法人（個人事業主を含む）	
補助額	対象経費の 1/10（上限 10 万円）	
件数	350 件	

2 補助対象者

静岡県内の住宅用建物に以下の要件を満たす強制循環型太陽熱利用設備を設置した個人または法人（個人事業主を含む）

- ① 財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定をうけたものであること。
- ② 平成30年4月1日以降に設置が完了したものであること。
- ③ 未使用品であること。

3 補助金額

対象経費の 1/10（上限 10 万円）

- ※ 補助金額の千円未満は切捨て
- ※ 市町補助金との併給可

4 受付窓口

静岡県地球温暖化防止活動推進センター<補助金担当>

〒420-0851 静岡市葵区黒金町12-5丸伸ビル2F

電 話：054-205-8230 FAX：054-254-7052

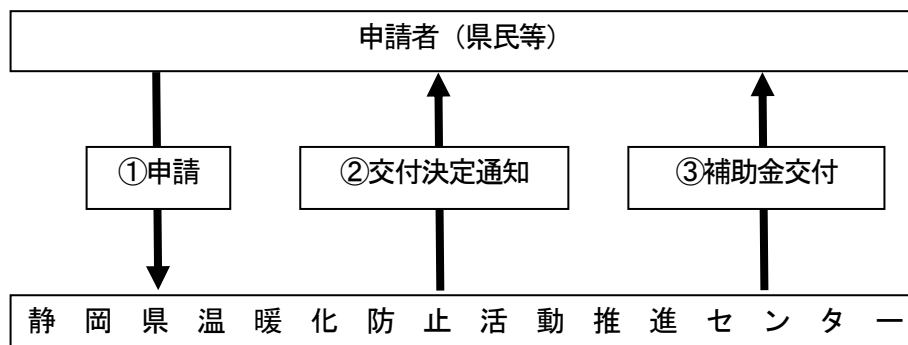
E-mail：pv@sccca.net

URL：http://sccca.net/

5 受付期間

平成30年10月1日（月）～平成31年3月11日（月）必着

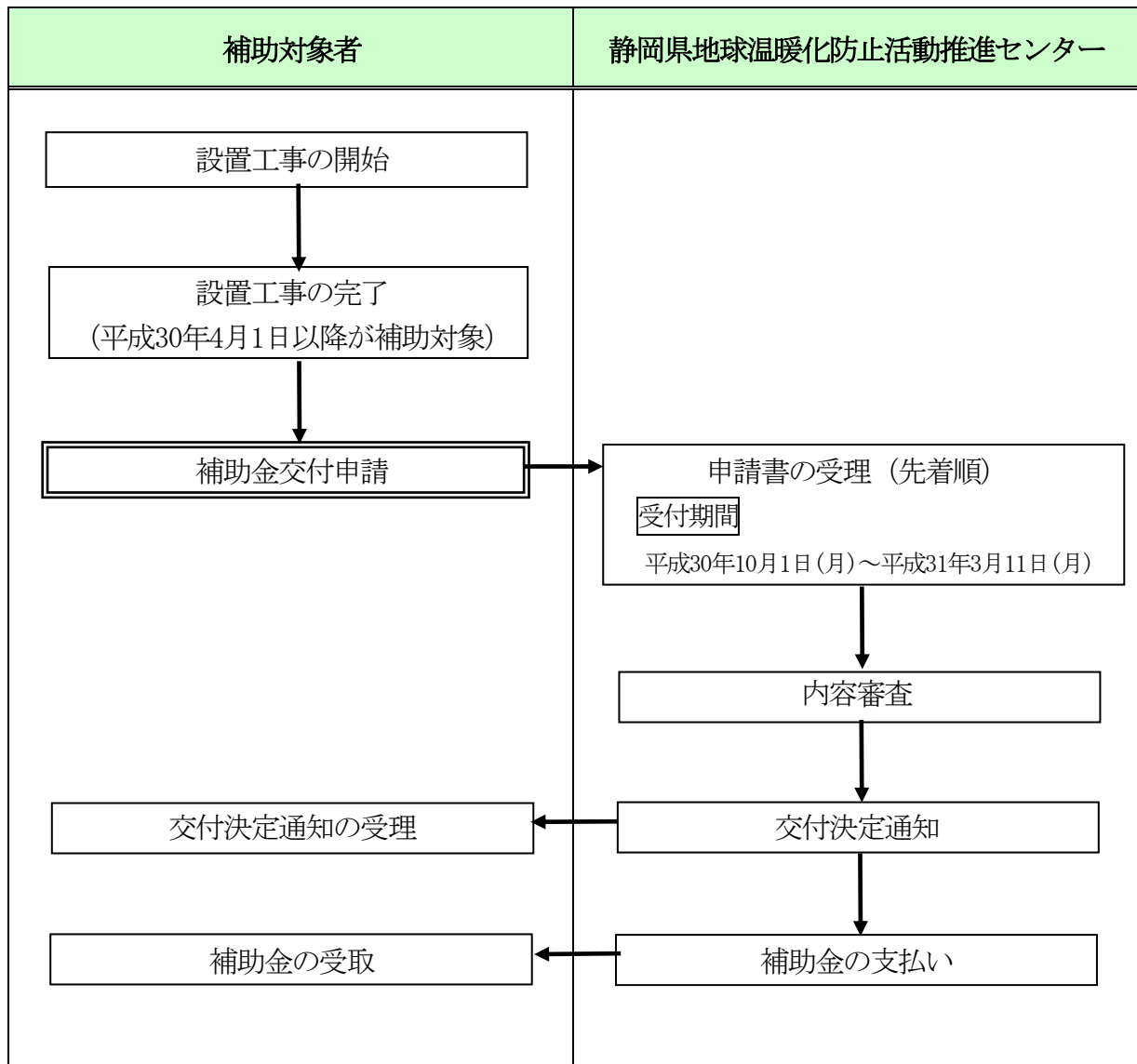
6 補助金交付の流れ



I 事業の目的

本事業は、静岡県内に所在する住居における強制循環型太陽熱利用設備の導入促進を目的とし、設置者に対してその導入に必要な経費の一部を補助する制度です。
(国、市町等が実施する補助制度との併用が可能です。)

II 申請の流れ



※申請者は、対象システムの設置を完了した後に、補助金交付申請を提出してください。

※対象システムの設置完了日が、平成30年4月1日以降の事業が補助対象となります。

III 補助対象者

静岡県内の住宅用建物に強制循環型太陽熱利用設備を設置した個人または法人（個人事業主を含む）

※対象システムを県内の住宅に設置する方であれば、現住所は問いません。

※集合住宅に設置する場合には、申請書を提出する前に、電話にてご相談ください。

IV 対象システム

対象システムの要件は以下のとおりです。

- ① 静岡県内の住宅に設置する「強制循環型太陽熱利用設備」であること。
※空気集熱型を含む。
- ② 財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定をうけたものであること。
- ③ 平成30年4月1日以降に設置が完了したものであること。
- ④ 未使用品であること。

V 対象経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象システムの設置に要する費用であって、下表のとおりです。

集熱器及び蓄熱槽	集熱器、蓄熱槽に要する経費です。
付帯機器	対象システムに係る架台、湯水混合ユニット、給湯加圧ポンプ、三方弁、減圧弁などの経費です。
据付工事に係る費用	対象システムに係る機器の搬入、据付及び工事に要する経費です。配管も含まれます。

《補助対象外の経費の例》

- ・ 補助熱源に係る費用（機器費、据付工事費等）
- ・ 屋根等の改修費
- ・ 既存設備の撤去費用
- ・ 対象システムの消費税額 など

VI 補助金の額

補助対象経費の合計額の10分の1（千円未満は切り捨て）。
ただし、10万円を上限とします。

VII 申請方法

- 1 受付期間 平成30年10月1日（月）から平成31年3月11日（月）
※但し、予算枠に達した時点で、受付終了となります。
- 2 申請方法
 - (1) 郵送（簡易書留など配達記録の残る方法をお願いします）または、受付窓口へ持参
 - (2) 受付窓口への持参の場合は、受付時間／平日の9時～12時、13時～15時
 - (3) 申請書様式等はホームページからダウンロードが可能です（<http://sccca.net>）

3 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請者本人の印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）
- (3) 申請者本人の住民票（申請者が対象システムを設置した住居に居住していない場合は建物の登記簿謄本）（3ヶ月以内のもの）
- (4) 機器に関する「売買契約書」及び機器内訳書の写し
- (5) 工事に関する「請負契約書」及び工事内訳書の写し
ただし、(5)に(4)の機器代金が含まれている場合は、(5)のみとする。
- (6) 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (7) 対象システムの設置状態を示すカラー写真またはカラー印刷物（建物全体、集熱器、蓄熱槽を確認できること。）
- (8) 申請者が所持する対象システムの機器の保証書の写し
- (9) 領収書内訳書（別紙1）
- (10) 申請者の所有によらない建築物等に対象システムを設置した場合には、建築物所有者の承諾書（別紙2）
- (11) 補助金振込先の口座通帳の写し（通帳の無い場合は、キャッシュカードまたは取引明細書等の写し）

※補助金の審査にあたり、内容を確認させていただく場合がありますので、提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。

※必要事項の確認のため、上記提出書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

4 手続代行者

- ・申請者は、申請書の手続の代行を手続代行者に依頼することが出来ます。
- ・手続代行者は、申請者に直接対象システムを販売した方（領収書発行者）に限ります。
- ・手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施してください。

VII 採択方法

- ・申請の受付は申請順に行いますが、予算がなくなり次第、終了となります。
- ・予算額に達した場合、達した日に受付をした申請書（不備があるものは除く）から抽選で決定します。

提出先・問合せ先

静岡県地球温暖化防止活動推進センター

〒420-0851 静岡市葵区黒金町12-5 丸伸ビル2F

TEL:054-205-8230 FAX:054-254-7052

E-mail : pv@sccca.net ホームページ : <http://sccca.net>